

第5回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第5回政務活動費検討委員会

日 時 令和2年1月24日（金曜日）
午後1時15分 ～ 午後2時35分
実会議時間 / 1時間1分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員	會田 一男 委員長	佐藤 栄作 副委員長
	村上 晃一 委員	蛇石 郁子 委員
	柳田 尚一 委員	三瓶 宗盛 委員
	福田 文子 委員	佐藤 徹哉 委員
	大木 進 委員	但野 光夫 委員
	高橋 善治 委員	大城 宏之 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会事務局長	伊藤 克彦	議会事務局次長	薄 正博
		兼総務議事課長	
総務議事	吉田 英明	主任主査兼	佐藤 真人
課長補佐		政務調査係長	
主 査	佐久間 智規	主 査	槻田 隆浩
主 査	鹿俣 由絵	主 査	柴田 悠

会議に付した事件

改選期の取り扱いについて
これまでの協議結果について
その他について

現地調査の有無

なし

午後 1時15分 開会

○**會田一男委員長** 会議を始めます。

それでは、ただいまから第5回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日の欠席の連絡は皆無です。

本日の傍聴者はありません。

委員会記録委員の指名を行います。

委員会記録委員の指名については、委員長において福田文子委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、改選期の取り扱いについて、これまでの協議結果について、その他の協議を行います。

初めに、協議事項（1）改選期の取り扱いについて協議いただきます。

前回、改選期の取り扱いについては、精算期間を任期満了後30日間に延長、基準日については、西宮市を参考に任期満了月を任期で日割りと意見が出され、資料1に掲載しております。

事務局より市当局との協議について説明を求めます。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 政務活動費の交付に関する条例については、条例所管は総務部の総務法務課で所管しております。

今回、担当部局には事務局で協議させていただきましたが、今回の改正内容に関しましては、必ずしも担当部局としての意向の確認、協議までは必要事項とはならないとの結論に至りました。このことは、今回の条例改正を本会議に上程する場合、議会発意、議員発意であり、当局提案にはなじまないのではということになります。今回、条例案を提出する場合、議会提案という形になるかなと思います。

説明は以上でございます。

○**會田一男委員長** ただいま事務局から、市当局の説明、協議は今回に関しては特に必要がなく、議会で条例を改正できるような旨、説明がありましたが、各委員からのご意見はございませんか。

副委員長。

○**佐藤栄作副委員長** 事務局に確認ですけれども、条例改正となったら3月定例議会の前に議長に報告することになると思うんですけれども、そのタイムスケジュール的に間に合うんですかね。そこだけちょっと確認したいんですけれども。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 議長への報告のタイミングは当然3月定例会の前には想定しておりますして、条例の手順として、今の委員会は全会派が参加している状況にないものですか

ら、全会派が賛同しているような形で出す形と、今のこの参加している会派の方が合意形成いただいている形で、出し方は若干変わってくるんですけども、理想的な形と言えば、招集告示日の議運のときまで間に合わせるような形で議案を提出するという形であれば、3月定例会は間に合う形ではございます。

また、全会派一致の場合の条例の出し方に関しては、意見書とかそういったものと同じようにタイミング的な問題というのは全会派一致しているよということで、出し方が若干変わってくる部分がありますが、招集告示日議運というのが一つの目安かなと、その前に整理を全部つけて終わっているという形が一つの目安かなと認識しております。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

副委員長。

○**佐藤栄作副委員長** 前回で、この条例を改正するという話で決まったと思うんですけども、ただ、今、議会改革特別委員会の議題の中で、改選時期の見直しというのが多分これから議題に上がって議論されると思うんですけども、その推移を見て、その特別委員会で、改選期というか任期が1日と、もしなかった場合に、全くこの条例改正が意味のない改正になってしまうのではないかなと思うんですけども、そういう意味で特別委員会の議題の結果等々、推移を見ながら次回に検討するという考えではいかがなのかなと思うので、皆さんのちょっとご意見を募りたいと思いますが、その辺よろしくをお願いします。

○**會田一男委員長** 今、副委員長から意見がございましたが、ほかにございませんか。

但野委員。

○**但野光夫委員** 今、佐藤副委員長からありましたとおり、これは4年後のことを決めているんですよ、今ね。決めようとしているんですが、基準日にしても、任期にしても、今、議会改革特別委員会の大きい項目として検討がなされていて、そしてきょうも特別委員会の報告聞いたら、かなり煮詰まっているみたいで、協議がなかなか進んでいないというか、これからがっちり協議するというお話を聞きました。

したがって、この議題はそちらの推移を見守って、そして、どういうふうに決まるかわからないですけども、それを受けて条例改正するなり何なりの手続きに、3月議会に間に合わせるように拙速に急いでやらなくても、時間は十分ありますので、そういうの見守ってからでも大丈夫かと私も思いますので、そういう意見です。

○**會田一男委員長** 福田委員。

○**福田文子委員** うちの会派から出ている案と、それから、このメンバーでの話の中での出たことについては、もらえるその期間は十分わかっていると。前回のときのところでもそういう話が全然出なかったんですかという話をした中で、前回そのように条例を変えてみようという

話にはなったのですが、今この時期にということがまず一つで、4年後の改正のときまでには方向決めとか、それはしなくてはいけないと確認をしております。この時期にそれはちょっと早いのではないかという意見が出ております。もうちょっと推移を見てから判断するなり、方向性をもっと考えて進めるべきではないかという話になっております。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにはございませんか。

高橋委員。

○**高橋善治委員** 時期的な問題はさておき、いつでもいいんだろうと、この4年の間に結論が出ればいいんだけど、こうやって話をして、一定の方向がここで出ましたと。あとは議会改革特別委員会のその後の経緯を見てとなると、だれが一体この問題に責任を持つのかと。

要するに、ここで一定の結論を出して、そして、なお、推移を見るということにするのか。今急いでやる必要がないのだから、当面はうるかしておくということにするのか。どちらかにしておかないと、これはうまくないので、私はせっかくこうしてみんなで論議して、方向づけが決まるのであれば、ここで結論を出して、条例提案の時期については議長に任せるとか、そんな感じの決めをしておいたほうが後々スムーズかなと。でないと、もう1回やるみたいな話になったんでもううまくないなと。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

今、2つの案というか、議会改革特別委員会の推移を見るということと、それから、高橋委員からありましたように、ある程度の方向性を決めておいて、その時期においてだれが提案者になるかをある程度決めておいたほうがいいんじゃないかというような2つの意見が出ておりますが、どのように考えてまいりましょうか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** 委員長のほうで整理してくださってありがとうございます。

私はどちらの委員会にも所属していますので、議会改革特別委員会で審議する内容と、あとこちらの政務活動費検討委員会で諮る内容、両方把握しております。

議会改革特別委員会もスケジュールを組んでやっついこうということで、進んでいます。

私は高橋委員の意見に賛成です。この検討委員会である程度、やはり一定の方向を示しておくべきかなと思っております。そのほうが、改選時期がいつになるかというのがまだはっきりわかっていませんので、ある程度の方向性をこちらで持っておくというほうに賛成したいと思います。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋善治委員 今、委員長まとめてくださったんですが、別にその2つの案があるわけではなくて、条例改定は今やらなくてもいいでしょうというのが共通した意見でした。ただ、やらないんだけど、この検討委員会では結論を出しておいたほうがいいんじゃないですかと。

それをもとにして議長なりが必要ならば提案すればいいというふうに、そのお膳立てだけはおいておいたらどうでしょうかというのが私の意見でございましたので、別に2つの案ということではないと私は思いました。

○會田一男委員長 手続上、今、高橋委員からあったように、議長提案という形でも実際は可能なんですか。事務局、お尋ねいたします。

事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 基本的に条例案として出すのに、議長提出というのはちょっとないかなと。例えば、常任委員会であれば委員長が出すとか、あとは、そのほかには議員提出ということで、4名以上の議員で賛同して出してもらおうという形でいくのが現実的な形なものですから。そうすると、この委員会自体は任意の委員会なので、委員長名で単独で出すというのはちょっとなじまないところからすると、ある程度想定していただかないと、今、高橋委員の発言でどういう形を出すのかという部分に関しては、議長が提案するのは議会会長会とかそういったものの中で発意でご提案はできますけれども、実際に提出する場合は議長提出ではないということでお話は、ちょっと方向づけの話は必要になると考えております。

以上でございます。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 ですから、議長が例えば会長会に諮って、会長会で出すとか、ただ、その時期の問題があるので、今回、議会改革特別委員会で、任期の問題で一定の結論が出て、これ出す必要がなければ、何も諮る必要がないわけなので、だれかが諮らないとだめなんですよ、どこかの機関というか場に。なので、それを議長に一任したらいいんじゃないですかと。

要するに、会長会に出す必要があるとか、だって、ここにいるメンバーは解散してしまうので、肩書と言ったらあれなんだけれども、そのときはもう今年度ぐらいでなくなってしまうわけでしょう。まだ、決まっていなくても、だとすれば、それで議長に報告書を出すんだから、そこをお願いしますよということを議長に頼む以外方法ないのではないですかということなんです。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにご意見ございますか。

但野委員。

○但野光夫委員 結局、条例改正することに皆さん賛成なので、この条例改正をするのは任期内にすることが望ましいとか、するべきだとかを報告書にまとめて、あとは、期間は決めなけ

ればいいのではないですか。条例改正はするということだけ。ただ、議会改革特別委員会で1日になったりすれば、この基準日の条例改正はする必要なくなるので、だから、そういうことも含めてうまくまとめていただいて、やるのがいいのではないですかね。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

佐藤委員。

○**佐藤徹哉委員** 但野委員と同じ意見なんですけれども、ただ、この検討委員会の中で設置要綱を定めたので、この案件は、どっちみちその改選前にもう1回、メンバーは違えども、この検討委員会をやっぱり開催するようになると思うんですよね。だから、その今回の件で、議事録もそうですけれども、次、改選前にこの検討委員会がまた設置されたときに議題としてしっかり残せるようにしておけば私はいいのかなと。改選前にもう1回この検討委員会を立ち上げたときに、そこで柔軟性持って変えられるような、検討委員会で議論してもらうような形でいいのかなと思うんですけれども、意見です。

以上です。

○**會田一男委員長** 暫時休議します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時42分 再開

○**會田一男委員長** 再開いたします。

副委員長。

○**佐藤栄作副委員長** 報告書の中で、決め事として西宮市を参考にして変えるということで、それを報告書に入れて、ただし書きで条例の改正は特別委員会の状況とかを図りながらということで、報告するということがよろしいですか。

○**會田一男委員長** では、今、副委員長からありましたとおり、報告書の中で改正が望ましいというような形の報告をするということで決定したいと思います。皆様よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** そのようにしてまいりたいと思います。

次に、協議事項（2）これまでの協議結果についてご協議いただきます。

これまでの協議結果について、報告書（案）のとおりまとめました。

この報告書（案）をもって議長へ報告したいと思いますが、内容について事務局から説明させます。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、政務活動費検討委員会の報告書、大変申しわけございません。（案）というのがちょっと抜けてしまいました。あくまで、今の時点での（案）

でございます。（案）ということで説明させていただきます。

表紙の次でございますが、まず構成としましては、設置目的、構成、定数12名の委員長、副委員長、委員名を記載した上で、3の経過報告で、会議の開催日程と主な活動状況を報告します。

次のページになりますが、4については協議項目、5についてが実際の協議結果の一覧となっております。1では協議結果一覧として、最新判例を踏まえた対応については協議回数3回で、結審が第4回、令和元年12月25日で、広報紙については広報紙全体と対象外の面積で按分と決定、備品については按分率2分の1と決定。

2つ目のタブレット導入に伴う取り扱いの変更については、協議回数2回、結審は第4回、令和元年12月25日で、タブレット本体購入費については対象外と決定。

3つ目の改選期の取り扱いについては、きょうも含めて協議回数3回、一応、結審、本日、令和2年1月24日結審で、今のお話の内容踏まえまして、現段階での条例改正は見送るという内容になるかと思えます。ただし、条例については改正の方向づけという一つの案が示されたということで、ここに関しましては正副委員長と相談させていただきながら、整理させていただきたいと思えます。

次に、行政調査について、協議回数1回、結審が令和元年12月25日で、航空券の額については、旅費算定額を限度額と決定としております。

続いて、次のページになりますが、実際の協議結果の概要でございますが、最新判例を踏まえた対応については、記載のとおり決定事項、先ほど結審の結果とほぼほぼ同じ内容でございますが、少し細かい点としまして広報紙基準、あと備品の取り扱いについても適用時期は令和2年4月1日から適用としております。

先ほど話はありませんでしたが、按分については現行どおり、名刺代については現行どおり対象外としております。

次に、タブレット導入に伴う取り扱いの変更についてであります。タブレット本体購入費については先ほどどおり、令和2年4月1日から対象外ということで決定してありまして、通信料については現行どおり。

(3)で改選期の取り扱いについては、こちらに具体的に、内容とかも含めて書いていきたいと考えております。

(4)について、行政調査については先ほどのとおりでございます。

(5)その他については、郡山市政務活動費検討委員会設置要綱についてですが、概要として設置要綱で定める組織を見直し、委員外議員の出席を加えた要綱について決めたという形で整理しております。

最後に別途、後ほど説明させていただきますが、最終的に政務活動費の手引きの改訂版を添

付し、正副委員長から議長に報告という形で報告書の（案）を整理しております。

説明は以上でございます。

○**會田一男委員長** 事務局の説明が終了しました。

各委員からのご意見、ご質問等はありませんか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** （案）の3ページの協議結果概要で、広報紙の基準について以下決定事項を書いてありますよね。広報紙全体の対象外の面積で按分とすると。ちょっと細かいんですけども、写真の大きさを決められたと思うんですけども、もうちょっとその辺詳しく入れておいたほうがわかりやすくなるのかと思うんですけども、どうでしょうか。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** こちらについては、この場で協議いただきまして、そのほうがいいよということであれば、内容について追加して記載させていただきたいと思いますので、そこも含めてお諮りいただければと思います。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 写真のサイズまで入れますか、それとも、やはり全部入れ込まないとダメかな。ちょっと皆様のご意見頂戴いたします。

高橋委員。

○**高橋善治委員** 必要なことは手引きにその数字が入っていることですよね。だから、対象外面積というのは、それ以外のものですよとなるのでしょうかからね。ですから、いわゆる今の話として報告書の中に入れるということは入れてもいいかなと、別にね。ただ、全部そういうふうを書くようになるので、報告書のわかりやすさがあるのであれば、細かく書いてもらったほうが後々誤解の余地がないので、数字的なものが入れるのであれば、きちんと入れたらいいのではないかと思います。

○**會田一男委員長** ほかにご意見ございますか。

但野委員。

○**但野光夫委員** 確認ですけれども、この報告書の最後に、そして赤字で政務活動の手引きについてとあるので、ここに入るんでしょう。今、蛇石さんが言われていることというのは。

○**會田一男委員長** 蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** だから、こちらも当然変えなくちゃいけないと思うんですね。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** すみません。後ほど、修正点について手引きを簡単に説明するつもりでございましたが、手引きには、そこは明確に入れさせていただいておりまして、タブレットでいうと33ページですけれども、広報紙基準ということで、議員の写真は議員1人

1枚で、その大きさは3.5センチ×4.5センチ以内とし、2枚目以降は対象外とする。プロフィールは議会と会派の役職以外を対象外とする等を記載いたします報告書の（案）の後ろに実際に後ほど説明するものを添付する形で、細かいものに関しては載ってくるような形で想定しております。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 今、タブレットに配信してある中の項目に載っていますので、その中に具体的なことについては手引きに載ってくるということなので、この報告書の中にそこまで書く必要はないのではないと思っていますのですが、今、但野委員がおっしゃったように、そこまではなくてもいいと思ったんですが、皆様のご意見をさらに頂戴いたします。

大城委員。

○**大城宏之委員** 但野委員が言ったように、これはある意味では大見出しで、詳細についてはきちんと手引きに載っているのだから、私は別にこのままで現行どおりで正副委員長が議長にお渡しすればいいと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** 今、大城委員からも意見ありましたように、大見出しということで報告書のほうは細かいことは書かなくて、添付する手引きで代用できるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 高橋委員。

○**高橋善治委員** この報告書って、本当にこれだけのボリュームになるということでもいいんですか。要するに、箇条書きにしたもので、もらった議長は、なぜこうなのかというのがさっぱり理解できなくなるのではないんですか。

というのは、要するに、議員全体が見てわかるような書き方でないと、事務局が一々説明して回るような話でもしようがないと思うんですよ。簡便なのは非常にいいんだけど、ただ、趣旨が伝わるような報告書にすべきではないかと。その趣旨を伝える上で、必要な数字を入れるということにしたらいいのではないかなと思います。

○**會田一男委員長** 今回の検討委員会の一番最初の一番大きな項目が広報紙だったということも踏まえると、そんなに入れ込んで、そんなボリュームにはならないですよ。この項目だけ追加で入れることに。皆さんの意見次第なので。

暫時休議します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時00分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

但野委員。

○但野光夫委員 今、話し合いしているその広報紙の部分の変更を協議結果として、前回、第4回の資料に載せていただいているので、①番から④番までをこの報告書にも入れていただいて、協議した結果としていいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○會田一男委員長 今、但野委員からご意見ございました。協議の結果の数値を入れるということによろしいですか。

〔「数値というか」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 数値というか、協議結果を入れるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 では、そのように決定したいと思います。

ほかにございませんか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 入れるという方向かなと思うんですけども、その確認自体はどういうふう
に持っていくのでしょうか。もう一度確認するということ。

○但野光夫委員 もう入れる文章を私は言ったのね、今ね。だから、もう1回言いますよ。

前回のタブレットの中に入っていますから、この委員会の第4回のフォルダを開いてください。そうすると、その中に第4回のフォルダの中に、次第資料ファイルがありますから、それを開いてください。そうすれば、前回の次第と資料が出てきます。その資料の変更という枠の中に、広報紙全体と対象外の面積を按分とする。そして、①から④まで書いてあります。これをそのまま入れてというふうに私は事務局にお願いをしたところですよ。だから、文章をどうするんだとかこうするんだとかということではなくて、これが入るよということでございます。

○會田一男委員長 今、但野委員から説明ありました。

見つかりましたか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 決定事項、3ページですよ。協議結果の概要をそのまま決定事項に持って
くるということですね。最終的に、これの政務活動費手引きの決定事項を皆さんもう確認した
ということになるんですか。

○會田一男委員長 まずその前に、今、但野委員からありましたこの変更というところの広報
紙基準について、ここの変更という部分を報告書に載せるということでもまいりたいと考えてい
るわけですが、まずこの点についてよろしいでしょうか。

まだほかにということ。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 もう1回、ちゃんとしたものが来るということなのでしょう。来ないと最終的にオーケーが出せません。変更になるんですね、これね、案。

○會田一男委員長 休議いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時10分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

最終の提言案を出す前に、やはり皆さんに一度確認していただくという意味で、もう一度確認のための検討委員会を開きたいと思いますが、皆様のご意見いかがでしょうか。

大木委員。

○大木 進委員 先ほどのこの報告書の中の3ページの2番、その最初の広報紙基準の決定事項の部分ですよ。そのところに先ほどのこの資料の文言を繰り込むという流れだと思うんですが、それで私はいいかかと。

○會田一男委員長 下の(3)の赤字の部分もあるんで、その取り扱いも含めてなんですよ。三瓶委員。

○三瓶宗盛委員 その報告まで繰り上がってから確認しましょう。

○會田一男委員長 大木委員。

○大木 進委員 そうであれば、それはやむを得ないんですが、先ほど委員長、副委員長に任せるということの流れだったものですから、私はそれでいいと考えます。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 こういう検討委員会は任意なので、全会一致が旨となっていると思うんです。だから、納得しない委員がいるんだから、もう1回やって、きちんと提示して全会一致のもとに正副委員長が議長に出せばいい。だから、もう1回やるべきです。そうしましょう。

○會田一男委員長 もう一度やるべきだという意見が出ました。そのように決定してよろしいですか。高橋委員。

○高橋善治委員 ちょっといいですか。確認だけね。

だから、先ほど私たちは一任と言ったんだけど、それは撤回して、案をつくってくださるようお願いするというふうにはしないといけないんですよ。案をつくって教えてください。私たちはそれを見て、いい悪いとまた議論するということですよ、これは、もう1回集まるということは。そういうことですよ。そこをはっきりしてもらわないと、意見も言えない会合でもしょうがないのでね。

○會田一男委員長 最終確認のために、もう1度委員会を開きたいと思います。

大城委員。

○大城宏之委員 開くのであれば、早急にこの場で日程を決議していただきたいですね。

来月になると告示になってしまうし、一般質問等々もありますから、暫時休議していただき、事務局と正副委員長とちょっと今、何日の何時と決めていただければ幸いです。

以上です。

○會田一男委員長 暫時休議いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時17分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

次回の検討委員会の日程は2月7日、議員研修会終了後直ちに行うということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 そのように決定いたします。

大城委員。

○大城宏之委員 その前にSide Booksに入ってくるわけだから、納得しない委員は正副委員長に問い合わせして、事務局と詰めてください。

以上です。

○會田一男委員長 事務局より、事前にSide Booksのほうへ配信してもらいますので、何かありましたら正副委員長に申し入れていただきたいと思います。

次に、(3)その他となりますが、資料3で配付しておりますが、今までの協議の結果を手引きに反映させております。資料3の表紙から3ページ目、ページ数を振っていないページがあります。「はじめに」をご覧いただきたいと思います。

時間をとりますので、皆さん、読んでみてください。

よろしいですか。

皆様からご意見を頂戴したいと思います。

福田委員。

○福田文子委員 赤いところの、しかしながらのところからの文章で、昨年と入っているんですが、ずっと文章読んでみると、この昨年は平成元年でよろしいですね。

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○福田文子委員 令和元年。それか、昨年というよりはきちっと入れたほうがわかりやすいかなと思いました。そして、また令和元年11月ということで、すぐにそれに臨んだということがわかると思ったものですから、そこだけです。

以上です。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 ご意見ありがとうございました。

昨年というのはこれから先も使えなくなってしまうものですから、ここ正式には平成31年という形で入れさせていただければなど。平成31年の2月に全国市議会議長会からいただいておきますので、そこの整合性合わせるような形で修正させていただきたいと思います。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○會田一男委員長 ないようでしたら、今ほどの件、昨年となっているところを平成31年と改めるということにしたいと思います。

ほかご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○會田一男委員長 ないようでしたら、このように変更することでご承認いただきたいと思えます。

ほかにもあるのかな。これだけでいいかな。

事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 すみません。一応、手引きの修正がかかっている部分に関して、今ほどの「はじめに」からちょっとページ行きますが、目次も変わっています。タブレットの15ページ目ですね。

その他の手続きの中で、下のほうでイの（ア）返還期限と返還額という部分に関して、赤部分になっております。

ページでいきます。すみません。9ページ。

続いて、16ページについてなんですけれども、こちら現行、条例改正は今は見送るというタイミングの前提になりますが、改選期の取り扱いという部分を記載しております。こちらに関しては、経理責任者等でも話し合った内容で、ここの修正を入れているという状況でございます。

続いて、23ページ。こちらの条文に交通機関を利用した場合というところで、航空券の額については航空券の旅費算定基準額を限度額と入れております。

次に、25ページので、広報紙送料、振込料、こちらに関して按分を記載しておりまして、26ページに関しては、交通機関の関係で、航空券を入れて修正しております。

続いて、27ページは、具体的に広報紙基準として、広報紙全体と対象外面積で按分するところで、議員の写真はから、送料、ポスティング代など該当する広報紙の諸経費も同率按分とするということを明確に記載しております。

次に、ちょっと飛びますが、41ページで、備品の中で、タブレットは対象外というところを入れ込んでおります。

次に、43ページに関しては、備品の中で、按分の考え方、全体の2分の1以内とする。ただし、会派控室で使用するものは、その限りでない。一応、こちらについて、また、これによらず政務活動費に費やした部分を按分する場合は、明確な理由を付するものとする。明確な理由とは、2分の1、4分の1、80%、100%とかというのが、これによらず、明確な部分という部分をできるのであれば、理由を付してやるということで記載しております。

続いて、60ページは、こちらは要綱を明確に政務活動費の手引きに、政務活動費検討委員会設置要綱という形で載せる変更を追加しております。

最後に、事務的に重要な形になりますが、72ページには支出調書、縦に4月1日から変わりますので、こちらは、実際に結構今まで古い様式が、今度は明確にこれだめですよとなってしまおうという形になりまして、4月1日から縦に変更になります。こちらを変更として上げている手引きの改正という形でございます。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 事務局の説明が終わりました。

ご意見がありましたらお受けいたします。

よろしいでしょうか。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** すみません。説明に漏れがありました。大変申しわけございません。

下のところ、81ページの備品・リース台帳というところが、先ほどの按分率適用の関係で、様式上、何々円、括弧、按分率幾らとかそういったものを文言で追加しております。

あわせて、様式的な部分ですが、84ページの領収書等整理票も変わっておりますので、ご留意いただくような形の変更でございます。

○**會田一男委員長**

但野委員。

○**但野光夫委員** 様式を縦にしたが、郵券台帳は横のままだけでも。

○**會田一男委員長** 佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 郵券台帳についても検討したんですけども、郵券台帳は、政務活動費の支出書類に添付ではなく、確認用に会派で保管する形が多いと。フラットファイル等で挟めて、保管して、使って行って、今、現状こうですという形の書類になるというところで、あえてここは様式の整理も見づらくなる点もありましていじりませんでした。ご意見として今後へ検討課題にします。

以上です。

○**會田一男委員長** 訂正含めて説明終わりました。

皆様から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 皆様よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** ご異議なしと認め、このように決定いたします。

あわせて、本日までの協議結果を踏まえて、手引きの細部の修正については正副委員長にご一任お願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

きょうの協議はこれで終わりとなります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 事務局からは何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** ないということなので、本日の会議はこれにて終了したいと思います。

次回の協議は、2月7日、議員研修会終了後直ちに開きたいと思えますので、皆様よろしくお願ひいたします。

本日はこれで終わります。

午後 2時35分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 會田 一男

副委員長 佐藤 栄作

委員 福田 文子